

ベースアップ評価料について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)並びに入院ベースアップ評価料を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

◎算定対象：当院に通院・入院されている患者さん

◎対象職員：医師・役員を除く当院に勤務する全職員

加算による収入は、対象職員の賃金改善に充てられ、入院医療サービスの質の維持・向上のために活用させていただきます。

このことで患者さんのご負担が増える場合がありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年6月

医療法人仁恵会 中野記念病院 院長